

報告事項Ⅱ

**子どもの権利条例に基づく事業等の
2019 (R1) 年度実施状況 (一覧)**

**コロナ禍状況下の子どもたちの
現状に関するレポート (概要版)**

報告事項Ⅱ

子どもの権利条例に基づく事業等の2019(令和元)年度実施状況(一覧)

第4条 子どもの意見表明と参加

第4条では、「すべて子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分と自分に関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。」と定めています。

これに基づき、市では、様々な場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう、施策を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
青少年学習活動推進事業 青少年運営会議（仮称） 【教育部 生涯学習課(青少年センター)】 【事業の概要】 ・子どもたちが青少年センターの運営の一端を担い、青少年センターの青少年学習活動推進事業や子ども元気広場事業の企画提案等を行う。 【事業実施日】 7/6(土) 【実施場所】 青少年センター 【R1 実績】 ・当日参加数 11 人。他に、紙や言葉で意見を出してくれた子どもが 4 人。 【R1 所要額】 0 円	【実施内容】 ○以下の内容について会議を行った。 ・青少年センターでやってほしいイベントや講座について ・青少年センターをこんな場所にしてほしい（児童館のルールづくり） ・青少年センターの愛称について 【自己評価】 ○会議で出たアイデアを、夏休み以降のイベントや講座に取り入れ、職員が実行した。 （例：水鉄砲・かき氷・ハロウィン・クリスマスイベント・カロム大会） ◎実施できなかったイベントや講座については、令和2年度以降、できる限り実行していく。
子ども読書活動推進事業 図書館ジュニア司書クラブ 【教育部 文化振興課(図書館)】 【事業の概要】 ・市内の小学4年生～中学生の希望者が、図書館がより利用しやすい場所になること、本を通じて仲間づくりをすることを目的に、アイデアを出し合い行事の企画、運営や展示物の作成等を行う。 【事業実施日】 毎月第2土曜日	【実施内容】 ○イベントの企画やチラシ作成、運営等、子どもたちの意見を聞き協力して行った。(春のこどもまつり、おはなしひろば夏休みスペシャル) ○展示物（「電車にのってでかけよう」1階壁面、「いろいろな桃太郎の本」2階展示ケース）等を作成し、楽しい図書館づくりを行った。 ○その他、図書館の仕事体験を行った。

<p>【実施場所】図書館</p> <p>【R1 実績】登録者 17 人（新規 7 人）、 活動日数 10 日、延べ参加人数 79 人</p> <p>【R1 所要額】0 円</p>	<p>【自己評価】</p> <p>○子どもたちの意見を取り入れることで、事業の活性化が図られている。</p> <p>○イベントや展示等、協力して完成させることで、学校や学年を超えた仲間づくりができています。</p> <p>◎「仲間づくり・図書館を知る・図書館で楽しく」を目標に、子どもたちの意見を取り入れた取組みを行う。</p> <p>◎新型コロナウイルスについて知り、自分たちにできることを考え、実施する。</p>
---	--

第5条 せんなん子ども会議

第5条では、第4条の意見表明と参加の権利に基づき、市が事業主体となって「せんなん子ども会議」（以下「子ども会議」）を設置することを定めています。これは、子ども達の議論や意見表明を泉南市の施策に反映させる、継続的な「まちの仕組み」として設置されたものです。市は、子ども会議が表明した意見を尊重するよう努めるものとしています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>せんなん子ども会議</p> <p>【教育部 人権教育課】</p> <p>【事業の概要】<H25 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の小学4年～高校生の希望者（メンバー）が、子ども参加のまちづくりについて様々な方法で取組む。 子どもの権利学習、広報活動、泉南のまちや地域、学校についての話し合いなどを通して、泉南市が「子どもにやさしいまち」となるための活動を行う。 子どもの意見表明として、1年間の活動内容を毎年3月に市長に報告する。 <p>【事業実施日】月1回の土曜日の午前中 (年に数回、1日活動日もある)</p> <p>【実施場所】青少年センター、泉南中学校</p> <p>【R1 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9小学校、4中学校、3高等学校等から、62名の申込があった。(新規参加者は23人) 	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度は、①国際交流グループ②スマホグループ③公園グループ④地図グループの4グループに分かれて活動した。 ○12/15に大阪市内で開催された「関西子どもの権利条約フォーラム2019」に参加、これまでの実践を報告、発信した。また、他地域からの多くの参加者(子どもやおとな)と取組みの交流を行った。 ○コロナウイルス感染拡大防止のため、3/14に予定していた市長報告は中止。3/20(祝)に高校生2人が代表として市長報告を実施した。 ○子どもの権利条約30年を記念してできたアイコン等を教材に、継続的に権利学習を行った。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議終了後、中高生とおとなスタッフでふりかえりの時間を設定したことで、中高生

<ul style="list-style-type: none"> ・14回の会議に、毎回10～40人程度の参加があった。平均23.9人/回 ・4人のおとなサポーターが、一人1～9回参加した。 <p>【R1 所要額】 323,672円</p>	<p>が会議の運営を意識し、各グループのリーダーとして活動していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会場を、新築した泉南中学校内の青少年センターに固定したことで、子どもたちは迷うことなく安心して参加することができた。 ○毎回、短時間でも子どもの権利の学習を行うことで、4つの権利や代表的な条文のタイトル等は、覚える子がふえた。 ●多くの子どもたちが市長報告を経験できなかった。今後も同様のケースが考えられるため、対策が必要。
--	--

第6条 子どもの相談と救済

第6条では、「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状態におかれたとき、自己の権利として、子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。」と定めています。

これに基づき、市は子どもが相談と救済を享受することができるよう、以下のような仕組みを整えています。相談を受ける立場にある市の機関や子ども施設においては、

- ①子どものプライバシーの権利等を保護する
- ②子どもの意見表明と参加の権利を尊重する
- ③子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努める

これら3つを泉南市の相談救済の基本原則と定めています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>青少年学習活動推進事業</p> <p>こころホットライン</p> <p>【教育部 生涯学習課（青少年センター）】</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが抱えている家や学校でのトラブルや悩みを、普段関わりを持っている職員が話を聞く。 ・青少年センター来館時や遊んでいる時の子どもたちの様子を観察、職員が子どもと一緒に活動する中で、子どもがつぶやく悩みや不安を共感的に受け止める。 ・必要に応じて、子どもの理解を得たうえで学校や関係機関につなぐ。 	<p>【実施内容】</p> <p>《今年度の主な相談内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族のことや親子関係のこと ・友だち関係の悩みに関する事 ・学習内容に関する事 ・自分の体の調子や登校に関する事 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員が、普段から子どもたちと遊び等を通して関係をつくることで、様々な不安や悩み事について自然に打ち明けることができる。 ○学習内容に関する悩みや、登校に関する相談を受けた際には、本人の理解を得て、す

<p>・子育てに悩む保護者の相談を電話、メール、対面により聞く。</p> <p>【事業実施日】 青少年センター開館日</p> <p>【実施場所】 青少年センター、 市民交流センター、その他</p> <p>【R1 実績】 相談件数 124 件</p> <p>【R1 所要額】 0 円</p>	<p>ぐに学校の教員と情報の共有、連携を行った。</p>
<p>教育支援センター事業</p> <p>教育相談</p> <p>【教育部 指導課】</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。 ・ 相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。 ・ 学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。 ・ 相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。 <p>【事業実施日】 月～金曜日 9：00～17：30 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>【R1 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全件数を合わせるとのべ 500 件以上。継続事案も多い。 <p>【R1 所要額】 3,294,000 円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだが相談ケースが増えている。 ○ 教育支援センター指導員、補助指導員、教育相談員、SSW、指導主事が相談対応をしている。 ○ 学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化しており、最近では保護者・子どもの悩みを一旦受けとめることが重要な役割となっている。 ○ 巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間 3 回全小中学校を訪問し、子どもの実態の把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めている。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い相談に対応し、児童生徒や保護者の不安軽減、解消につながっている。 ○ 関係機関連携を適切に行うことにつながっている。 ● 相談のニーズは年々増加、複雑化しており、現相談体制だけでは対応が難しい。
<p>教育委員会運営事業</p> <p>子どもの声～市長・教育長への手紙～</p> <p>【教育部 教育総務課】</p> <p>【事業の概要】 <H28 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校に限らず、子ども達が誰にも相談できずに悩んでいることを救いたい」という趣旨で実施している、中学生を対象としたレ 	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学生が心に抱える悩みや思いを市長または、教育長に直接届ける制度として、夏休み前の 7 月に全中学校生徒へ専用用紙を配布する。

<p>ター形式の相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから届いた手紙は、直接市長又は教育長が読み、解決に向けて取り組む。相談内容の秘密を守ることを約束している。 <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月に中学校を通じて用紙配布 手紙は随時受け付けている <p>【R1実績】2件</p> <p>【R1所要額】0円（H30に印刷済）</p>	<p>【自己評価】</p> <p>○市長や教育長に子どもの深刻な悩みや思いを届けることができる事業として、今後も継続していきたい。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>子ども相談（地域子育て支援センター）</p> <p>〔健康福祉部 保育子育て支援課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行うことを目的とする。 <p>【事業実施日】月～金曜日 9：00～17：15 （土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>【実施場所】地域子育て支援センター「ひだまり」</p> <p>【R1実績】202件</p> <p>【R1所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○0歳から就学前までの子どもと保護者にかかわる様々な相談（子育て・しつけ・養育・発達などに関すること）を受け、相談員と一緒に考えたり専門機関へつないだりしていく。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○保護者からの進路、育児相談がほとんどを占める。保護者の悩みを聞くことを大切にすることで、自分で解決できたり気持ち楽になったりしてもらっている。また、先輩保護者をつなげる手助けも行うことで、参考書通りではない生の声が、相談した保護者の心に響いているようである。</p>
<p>家庭児童相談室事業</p> <p>子ども相談（家庭児童相談室）</p> <p>〔健康福祉部 保育子育て支援課〕</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行うことを目的とする。 <p>【事業実施日】月～金曜日 9：00～17：30 （土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>【実施場所】家庭児童相談室</p> <p>【R1実績】6,057件</p> <p>【R1所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○0歳から18歳までの子どもと保護者にかかわる様々な相談（子育て・しつけ・養育・発達・非行・不登校などに関すること）を受け、相談員と一緒に考えたり専門機関へつないだりしていく。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○虐待に至る前の相談ケースもある。相談者は低年齢児では保護者が多いが、中高生になると子ども自身からの相談も増えてくる。相談者が少しでも安心できるように、定期的に話を聞いたり、いつでも相談に来てほしいという気持ちで対応していくことで、大きな事象に至らずに済んでいるケースもある。</p>

<p>人権相談事業</p> <p>KIDS 相談</p> <p>[総合政策部 人権推進課(泉南市人権協会)]</p> <p>【事業の概要】 <H30 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談事業を委託している泉南市人権協会において、子どもたちが心配や悩みを相談できる「キッズ相談窓口」を設置している。 ・市民交流センター内の人権協会において、来館した子ども(小学生)の相談を受ける。 ・4月の校園長会にて、チラシ配布を依頼し、全小学生に配布 <p>【事業実施日】 第2土曜日 12:30~14:30</p> <p>【実施場所】 市民交流センター内の人権協会</p> <p>【R1実績】 0件</p> <p>【R1所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○同じ施設内で子ども食堂が実施されていたため、相談する子どももいるのではないかと予想していたが、相談はなかった。</p> <p>【自己評価】</p> <p>●子ども食堂が移転したため、子どものニーズを把握し、開催日時や周知方法を検討していきたい。</p>															
<p>泉南市公的第三者機関(子どもオンブズパーソン制度)設置準備委員会</p> <p>[総合政策部 人権推進課]</p> <p>【事業の概要】 <R1 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的第三者機関(子どもオンブズパーソン制度)の創設に向けての検討を行う。 <p>【事業実施日】 下記表のとおり</p> <p>【実施場所】 市民交流センター</p> <p>【R1実績】 4回の委員会を開催</p> <table border="1" data-bbox="197 1391 785 1895"> <thead> <tr> <th></th> <th>日時</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>7/4 (木)</td> <td>準備委員会設置要綱について 第5次、第6次市長報告の概要 検討内容と今後の予定</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>8/7 (水)</td> <td>条例改正案について</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>8/26 (月)</td> <td>条例改正案についての意見/まちひとしごとへの提案について</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>10/10 (木)</td> <td>まちひとしごとへの提案内容に基づく相談の流れについて</td> </tr> </tbody> </table> <p>【R1所要額】 0円</p>		日時	内容	第1回	7/4 (木)	準備委員会設置要綱について 第5次、第6次市長報告の概要 検討内容と今後の予定	第2回	8/7 (水)	条例改正案について	第3回	8/26 (月)	条例改正案についての意見/まちひとしごとへの提案について	第4回	10/10 (木)	まちひとしごとへの提案内容に基づく相談の流れについて	<p>【実施内容】</p> <p>○第5次・第6次泉南市子どもの権利条例委員会報告を精査し、泉南市でできることを考える。</p> <p>○子ども達の厳しい現状に対応するためには、市民を含めた包括的な支援の仕組みが必要であると共通理解をする。</p> <p>○地方創生推進交付金を利用して、子どもの声を聴くことのできる人材育成の仕組みを考える。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○泉南市の子どもの現状と、個々の機関の取り組みは共有することができ、大きな問題となる前に、丁寧な対応、子どもの気持ちを受け止め、話を聴くことが大切であることは委員会としても合意できた。</p> <p>●公的第三者機関の役割については、委員会として統一することは出来なかったため、引き続き検討を行っていく。</p>
	日時	内容														
第1回	7/4 (木)	準備委員会設置要綱について 第5次、第6次市長報告の概要 検討内容と今後の予定														
第2回	8/7 (水)	条例改正案について														
第3回	8/26 (月)	条例改正案についての意見/まちひとしごとへの提案について														
第4回	10/10 (木)	まちひとしごとへの提案内容に基づく相談の流れについて														

第7条 子どもの居場所づくり

第7条では、子どもの居場所づくりについて、「子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。」と述べられています。これに基づき、市は以下のような子どもの居場所づくりの取組をすすめています。中には、地域住民の既存の取組を市の取組とつなげたり、市民と行政が協働で実施したりしているものもあります。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子ども総合支援センター事業 りんごの広場 〔健康福祉部 保育子育て支援課〕 【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達面に関して課題のある在宅の未就学児に、遊びを提供したり保護者からの相談を受けたりする。 ・周囲に気兼ねせずに安心して遊ばせることができる場所の提供をする。 ・育児不安の軽減や早期療育につなぐきっかけにする。 <p>【事業実施日】毎月第2・3・4木曜日と1週目または5週目の木曜日（計6回） 時間は10：00～11：30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2/27～は中止 <p>【実施場所】子ども総合支援センター・保健センター・あいびあ泉南の3か所で、週替わりで開催。</p> <p>【R1実績】30回で延316人参加 【R1所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが遊べる玩具や、身体を動かして遊べる運動遊具なども用意し、気持ちを発散できるようにした。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催場所を3か所にする事で、徒歩や自転車の方でも参加してもらいやすくなっている。 ○保健センターの健診で気になる親子に声をかけることで、広場に参加してくれる親子が多い。また、そこから子ども総合支援センターの親子教室やリバースクール入室・入所につながる子どももいた。 ○他の親子教室の兼ね合いからか、前半の参加者は少なめであるが、後半は増加している。 ○参加人数は少ないが、ほかの子どもに気兼ねすることなく安心して遊んだり話をしたりすることができる場として、くり返し利用する子どもが多い。
<p>子ども総合支援センター事業 NEST2のOB会 〔健康福祉部 保育子育て支援課〕 【事業の概要】＜R1年度より実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合支援センターの放課後等デイサービス事業（NEST2）を終了した障害児が、長期休暇中に集まることができる居場所。 ・子どもがリラックスして過ごすことができる場所、保護者が近況を話すなどして職員や保護者同士が交流できる場として実施。 	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NEST2を終了した18歳までの児童を対象に、療育室で製作コーナー、遊びのコーナー、おやつタイムを用意し、職員と関わり過ごす。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○案内送付の4分の1の参加ではあったが、参加者はリラックスした時間を過ごすことができた。 ○NEST2担当職員だけでなく、センター全職

<p>【事業実施日】 8/7(水)14時～16時</p> <p>【実施場所】 NEST 療育室</p> <p>【R1 実績】 15人参加 …子ども9人(きょうだい児含む) 保護者6人(親のみの参加もあり)</p> <p>【R1 所要額】 0円</p>	<p>員が担当を交代しながら親子を迎えた。幼児としか関わったことのない新しい職員が、小学生・中学生・高校生の子どもと関わる機会となった。</p> <p>○保護者のみでの参加もあり、職員と子どもについてゆっくり話す機会の大切さを感じた。また、その時の話から、新たな課題が見えてきたことにより、相談支援やサービス利用につながるケースもあった。</p>
<p>牧野のあそび場</p> <p>[総合政策部 人権推進課]</p> <p>[健康福祉部 長寿社会推進課]</p> <p>[教育部 生涯学習課(青少年センター)]</p> <p>【事業の概要】 <H29年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもと高齢者が集える安心・安全な居場所づくりをすすめることを目的に地域の集会場で開催。 ・青少年センター、長寿社会推進課、福祉事業所の担当で月1回程度の準備会議を開催 <p>【事業実施日】 7/27(土)、2/21(金・中止)</p> <p>【実施場所】 牧野老人集会場</p> <p>【R1 実績】 59人参加</p> <p>【R1 所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○子どもと高齢者が一緒になって輪投げやけん玉や将棋、紙芝居、マジックショー等を楽しんだ。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○地域の小学生や就学前の子どもたちが参加し、地域のおとなに見守られながら、楽しく過ごせる居場所になった。</p> <p>●イベント的ではなく、将来的には日常的に集まることのできる居場所をめざしていきたい。そのため、第2回は、信達小学校の協力を得て、信達小学校を会場に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。</p>
<p>子ども元気広場推進事業</p> <p>子ども元気広場</p> <p>[教育部 生涯学習課(青少年センター)]</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として青少年センター、市民交流センターを子どもたちに開放。 ・18歳までの子どもたちがだれでも自由に来館して遊ぶことができる。 ・アウトリーチ型元気広場として、市内の学校や公共施設で不定期に放課後の居場所づくりを実施。 ・新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校を受けて、臨時子どもの居場所づくり事業を実施 	<p>【実施内容】</p> <p>○おもちゃを使つての遊び、読書や持参したゲームなどでの遊びを子ども主体で選んで過ごす。</p> <p>○市内の小学校に不定期で放課後の居場所づくりとして、遊び広場(おもちゃ)やタブレット事業(パソコン)を実施した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○アウトリーチ型の元気広場事業を増やすことで、市内の各小学校区の子どもたちに利用してもらうことができた。</p> <p>●青少年センターや市民交流センターでは室</p>

<p>【事業実施日】 青少年センター開館日</p> <p>【実施場所】 青少年センター、 市民交流センター その他公共施設</p> <p>【R1 実績】 合計 10,642 人参加 (内訳) 青少年センター元気広場…2,640 人 市民交流センター元気広場…2,018 人 アウトリーチ型元気広場…2,742 人 臨時子どもの居場所づくり事業…3,242 人</p> <p>【R1 年度所要額】 2,380,179 円</p>	<p>内遊びしかできないこともあり、子どもたちのニーズに合う遊びをしてもらえないこともあった。</p>
<p>子どもの居場所づくり事業</p> <p>夏休みの子どもの居場所づくり事業</p> <p>[教育部 生涯学習課 (青少年センター)]</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小学校区で「みんな集まれ！夏休み子ども遊び広場」を実施。 <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7/16～8/23 に各小学校区で 3 回ずつ実施 特認校である東小学校区は、1 回で全プログラムを体験。 <p>【実施場所】 市内各小学校区</p> <p>【R1 実績】 1,049 人参加</p> <p>【R1 所要額】 1,128,050 円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暑い夏休みに涼しい室内で楽しく遊べるよう、工作プログラムや絵本のひろば、牛乳パックを使った造形遊びなどのプログラムを実施。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夏休み期間中に、家では体験できないプログラムを実施し、泉南市内の多くの子どもたちが参加した。 ○小学校区で実施することで、子どもだけで参加することが可能な形となった。 ○学校で実施することで、留守家庭児童会の子どもも事業に参加できた。 ●一部の学校区は小学校で事業を実施できず、留守家庭児童会の子どもが参加できないところもあった。
<p>教育支援センター事業</p> <p>教育相談 (再掲)</p> <p>[教育部 指導課]</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校に登校することが難しい不登校状況にある児童生徒に関し、相談対応や教育支援センターへの通学を行う事業。 登校しぶりや不登校に関する保護者の相談を受ける。 登校しぶりや不登校に関する教職員の相談を受ける。また、教員研修を行う。 <p>【事業実施日】 月～金曜日 9:00～16:45</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校状況の複雑化等、様々な要因が絡んだが相談ケースが増えている。 ○教育支援センター指導員、補助指導員が相談対応をしている。 ○学校に全く登校できない児童生徒がつばさに登校することで、自立活動や学習を支援し自立支援や登校復帰につながっている。 ○巡回訪問として年間 3 回全小中学校を訪問し、子どもの実態の把握を行い、不登校やの未然防止に努めている。

<p>(土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>【R1 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全件数を合わせるとのべ100件ほど。継続事案も多い。 <p>【R1 所要額】 3,294,000円</p>	<p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅広い相談に対応し、児童生徒や保護者の不安軽減、解消につながっている。 ●不登校は年々増加、複雑化しており、支援につながっていない事案も多い。
---	---

第8条 子どもの権利に関する学習と教育①(子ども施設・行政職員対象)

第8条1項では、「市は、市の職員及び子ども施設の職員が、子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって子どもの最善の利益の実現に普段に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。」定めています。

これに基づき、市職員並びに子ども施設職員に対し、以下のような事業を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>教職員人権教育事業</p> <p>初任者人権教育研修</p> <p>【教育部 人権教育課】</p> <p>【事業の概要】 <H25年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校新規採用教職員、初任者講師・保育士等対象の人権教育研修を実施。 ・「子どもの権利」学習を通して、子どもの見方や背景を探り、子どもの話を聞くことの意味を考える。 <p>【事業実施日】6/19(水)</p> <p>【実施場所】埋蔵文化財センター</p> <p>【R1 実績】20人参加</p> <p>【R1 所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「子どもが安心して過ごせる学級づくり～子どもの権利の視点から考える～」をテーマに、日々のかかわりの中から見えてくる子どもの言動の背景にあるものを探り、子どもが安心して過ごせる学級づくりについて、子どもの権利の視点から考えた。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「子どもたちのつぶやきや話すことをしっかりていねいに受け止め、子ども1人ひとりの理解につなげていきたい。」などの感想があった。
<p>泉南市人権教育研究協議会補助金事業</p> <p>泉南市人権教育研究協議会・全体学習会</p> <p>【教育部 人権教育課】</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉南市人権教育研究協議会開催の全体学習会において、子どもの権利の視点に立った講演会を実施。 <p>【事業実施日】6/19(水)</p> <p>【実施場所】文化ホール</p> <p>【R1 実績】288人参加</p> <p>【R1 所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(一財)児童虐待防止機構オレンジCAPO理事長の島田妙子さんを講師に、「虐待防止にむけて私たちにできること」をテーマに、講演会を実施。 ○虐待を受けている子どもたちはもちろん、虐待をしてしまっている保護者も救う必要があること、そのための感情のコントロールについて具体的な方法を示しながらの話があった。 <p>【自己評価】</p>

	<p>○感情の表現とコントロールの方法を身につけることで、子どもの権利をはじめ自他の権利を守ることにつながることが、明らかになった。</p>
<p>泉南市人権教育研究協議会補助金事業 泉南市人権教育研究協議会・専門部活動 【教育部 人権教育課】 【事業の概要】 ・泉南市人権教育研究協議会の「集団づくりと自主活動」専門部および「共に生きる」専門部において、子どもの権利にもとづいた集団づくりを進めるための研究を実施。 【事業実施日】①7/17(水)、②11/25(月)、 ③2/21(金・中止) 【実施場所】なるにっこ認定こども園 【R1 実績】100人参加 (①56人、②44人) 【R1 所要額】0円</p>	<p>【実施内容】 ○一人ひとりの子どもが自分の気持ちや考えを言葉で表現することで「子どもの意見表明と参加」を実現していくことを目指して、「いま、どんな気持ち？」についての研究を実施。 ○絵カードを使いながら、子どもたちが自分にも相手にもいろいろな感じ方があることに気づき、感情を言葉にして伝えることで共感しあえることを目指して取り組むことの大切さを確認した。 【自己評価】 ○部会を通して、自分の思いを出すためには、みんなと違う意見でも話すことができる、受け止めてもらえる安心できる環境づくりが必要であることが確認でした。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 泉南市新規採用職員研修 【教育部 人権教育課】 【事業の概要】<H29年度より実施> ・新規採用職員研修において、「泉南市子どもの権利に関する条例について」を実施。 【事業実施日】8/7(水) 【実施場所】大会議室 【R1 実績】19人参加 【R1 所要額】0円</p>	<p>【実施内容】 ○「子どもの権利～ワークショップを通して考える～」をテーマに、「子どもの権利条約」や「泉南市子どもの権利に関する条例」について知り、「意見表明と参加の権利」の実現にむけた取組みについて考えた。 ○子どもの意見をまちづくりに生かすことを意識するために、DVDなどを活用してせんなん子ども会議の活動を知らせた。 【自己評価】 ○新規採用職員の「泉南市子どもの権利に関する条例」認知度は58%(11人/19人)だった。新規採用職員という新鮮な時期に「子どもの権利」について知ってもらうことの重要性を感じた。 ○ワークを通して、自らの担当業務が子どもの権利の実現にどのように関係しているのかを考えることができた。</p>

<p>ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター 協力・両方会員研修会</p> <p>【健康福祉部 保育子育て支援課】</p> <p>【事業の概要】 <H24年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター協力・両方会員対象の研修会(年 10 回開催)において、子育てに関する様々なテーマ(遊び・障害・食・事故等)の学習を行う。 ・子どもを預かる上での知識や実技を学習することで、不安や悩みを解消することを目的に実施。 ・地域子育て支援センターひだまりの子育て応援団・保育ボランティアグループすまいるママ・一般の方も参加可能。 <p>【事業実施日】 ①②6/18(火)、③④6/20(木) ⑤⑥7/4(木)、⑦⑧⑨7/11(木) ⑩2/6(木)</p> <p>【実施場所】 埋蔵文化財センター</p> <p>【R1実績】 (6/18)6人参加</p> <p>【R1所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○第2講座(6/18)は「子どもの人権」をテーマに、教育部人権教育課主幹によるワークショップを実施。「子どもの権利条約」や「泉南市子どもの権利に関する条例」について知り、子どもの話をしっかり聴くことの大切さについて考えた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○今年度は、初めて学童指導員研修としてたくさんの方が参加があった。乳幼児を中心とした内容が多いため、合わなかった講座もあったようだが、勉強になったとの声も多かった。</p> <p>○ファミサポ研修としては、分かりやすく、事業に即した内容となっている。</p> <p>○研修会、講習会でグループや隣同士で話し合いの場を持てるのは、情報交換にもなりよかった。</p>
--	---

第8条 子どもの権利に関する学習と教育②(子ども対象)

第8条第2項では、「子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに、子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として知識・スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程に位置付け実施するものとします。」と定めています。これに基づき、以下のような取組を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>人権教育推進事業</p> <p>学校園に対する人権教育課ヒアリング</p> <p>【教育部 人権教育課】</p> <p>【事業の概要】 <H24年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園に対する人権教育課ヒアリングにおいて、子どもの権利の学習を教育課程へ位置づけることを促し、その実施状況を把握する。 <p>【事業実施日】 5月と2月</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○5月は、人権保育教育推進計画を確認し、子どもの権利学習・子どもが主体となる取組の推進を依頼。</p> <p>○2月は、人権保育教育推進計画の実績報告に基づき、各学校園における、子どもの権利に関する取組の実施状況を確認。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○11月20日の泉南市子どもの権利の日に合わせて</p>

<p>【実施場所】5月：各学校園を訪問 2月：市民交流センター</p> <p>【R1 実績】幼稚園2園、小学校10校、 中学校4校で、各2回ずつ実施。</p> <p>【R1 所要額】0円</p>	<p>わせた取組は、定着してきた。</p> <p>○今年度は、ある小学校において全学年で子どもの権利についての学習を実施した。 また、幼稚園では子どもの権利について子ども・保護者と考える取組が定着してきている。</p> <p>●小中学校において子どもの権利学習の授業が必要。</p>
---	---

第8条 子どもの権利に関する学習と教育③（保護者・市民対象）

第8条第3項では、「市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会をもつことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習および地域福祉活動を奨励し、必要な条件整備を図ります。」としています。これに基づき、以下のような取組が実施されています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>子育て支援センター「ひだまり」での保護者向け研修</p> <p>[健康福祉部 保育子育て支援課]</p> <p>【R1 所要額】0円</p>	
<p>(1)「赤ちゃん教室」での保護者研修</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね生後4か月～1歳までの子どもと保護者対象の親子教室。 ・子育てを応援している各機関が共催で、手遊びや触れ合い遊びの紹介、離乳食の調理実習、ミニ講座などを実施。 <p>【事業実施日】年3クール（1クールは6回） ①5～6月②9～10月③10～11月</p> <p>【実施場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新家小学校・ココアンジュ新家 ②樽井小学校・なるにつこ認定こども園 ③西信達小学校・西信達くねあ <p>【R1 実績】①(5/16)13組、②(9/12)16組、 ③(10/31)13組</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各クールの1講座において「生活の中の子どもの権利」をテーマに、教育部人権教育課主幹によるグループワークを実施。 ○子どもの権利について考えたり、せんなん子ども会議DVDを視聴したりした。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「生まれたばかりの子どもにも権利というものがあり、守られるべきものであるということに気づかされました。」「子どもも一人個人としてちゃんと意見や考えがあるのに、『まだ小さいから…』と自分の考えや価値観を押し付けていないかと、考えさせられました。」などの感想があった。

<p>(2)「子育て講座」での保護者研修</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもの保護者を対象に保護者のニーズや課題に合ったテーマを設定し、講師を招いての子育てに関する学習を行う。 ・子育てに関する学習やリフレッシュできる場を提供することで、育児不安や負担を軽減することを目的とする。 <p>【事業実施日】年7回 10:00～11:30</p> <p>①7/31(水) ②9/18(水)③11/13(水) ④12/18(水)⑤1/15(水)⑥2/19(水・中止) ⑦3/11(水・中止)</p> <p>【実施場所】「ひだまり」</p> <p>【R1実績】(11/13)11人参加</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○11/13に「生活の中の子どもの権利～子どもと話をしよう～」をテーマに、人権推進課職員による講座を実施。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○初めは内容が難しいと感じながら参加した保護者も、講座の終わりには子どもに対する愛おしさがあふれたようであった。</p> <p>○普段の生活の中で、子どもの権利を再確認できる良い機会になった。</p>
<p>幼児教育事業</p> <p>公立幼稚園での保護者研修会</p> <p>[教育部 指導課・人権教育課]</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園において、条例委員・幼稚園長・職員等がファシリテーターとなり、保護者研修を実施。 ・子育て中の保護者を対象に「子どもの権利」を知ってもらうことで、日々の子どもへのかかわりや子育てに生かすことを目的とした。 <p>【事業実施日】【実施場所】【R1実績】</p> <p>11/8(金) あおぞら幼稚園・11人参加 11/19(火)くすのき幼稚園・45人参加</p> <p>【R1所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○職員による寸劇、ワークショップ、条例委員や園長の講話等により、日常生活の中にある幼児の権利について学んだ。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○職員による寸劇や、条例委員・園長の話は、保護者にとっても親しみやすく、子どもの話を聞くことの大切さを感じることができた。</p> <p>○今後も取組を継続し、子どもの権利について学んだおとなを地道に増やしていくことが、「子どもにやさしいまち」づくりにつながっていくと考える。</p>
<p>人権啓発事業</p> <p>「多世代交流まちづくり」講座</p> <p>[総合政策部 人権推進課]</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発リーダー養成講座で、誰もが安心してふれあえる温かな関係・地域づくりについて考える講座を企画した。 <p>【事業実施日】3回講座 ①3/4(水・中止) ②3/11(水・中止) ③3/18(水・中止)</p>	<p>【実施内容】(予定していた内容)</p> <p>①理解を深めるためのコミュニケーションを考える(大谷真砂子さん・じんけん楽習塾)</p> <p>②若い世代を真ん中においた地域づくり(佐藤萌香さん・阪南市社会福祉協議会)</p> <p>③「幼老共生ケアと地域大家族」の居場所づくり(岡田裕さん・団地の寺小屋事務局)</p> <p>【自己評価】</p> <p>○泉南市でも、2020年度地方創生推進交付金</p>

<p>時間は 13 : 30～15 : 30</p> <p>【実施場所】 市民交流センター</p> <p>【R1 実績】 実施できず</p> <p>【R1 所要額】 0 円</p>	<p>事業として、地域共生社会について取組む予定なので、他の自治体における多世代交流の取組みから学び、リーダーを養成していきたいと考えていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施することが出来なかった。</p>
--	---

第9条 親その他の保護者の支援

第9条では、親その他の保護者の支援について、「親その他の保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの発達する能力と一致する方法で、子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。」としています。

これに基づき、以下のような取組が実施されています。

事業等の名称【担当課】 事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>教育支援センター事業</p> <p>教育相談（再掲）</p> <p>【教育部 指導課】</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園生活や家庭生活での子どもや保護者に関する相談を受ける、電話または来庁による相談事業。 ・ 相談窓口として、教育支援センターつばさ、教育相談員、SSW、指導主事等が対応。 ・ 学校の指導に対する児童生徒並びに保護者の不安や登校しぶりに関する相談、発達や友達関係についての相談、虐待やDVに関する相談等。 ・ 相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。 <p>【事業実施日】 月～金曜日 9 : 00～17 : 30 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>【R1 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全件数を合わせるとのべ 500 件以上。継続事案も多い。 <p>【R1 所要額】 3,294,000 円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだが相談ケースが増えている。 ○ 教育支援センター指導員、補助指導員、教育相談員、SSW、指導主事が相談対応をしている。 ○ 学校や専門機関とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化しており、最近では保護者・子どもの悩みを一旦受けとめることが重要な役割となっている。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い相談に対応し、児童生徒だけでなく保護者の不安軽減、解消につながっている。 ○ 関係機関連携を適切に行うことにつながっている。 ● 相談のニーズは年々増加、複雑化しており、現相談体制だけでは対応が難しい。

第12条 施設等における子どもの安全

第12条では、「市は子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針を定めます。」とあり、市はそれに基づいて「所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。」としています。また、市長は、それらのシステムの検証を行うものとし、そのために子どもの安全委員会を設け、その活動に対して、市及び子ども施設は積極的に協力し援助するものとしています。市では防災対策や危機管理マニュアルの設定、また子どもの登下校の安全確保について、市民と協働して取組を推進しています。子どもの安全委員会の設置や指針づくりは今後の課題となっています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>安全推進事業 安全パトロール事業と「子ども安全大会」 【教育部 指導課・人権教育課】 【事業の概要】 <H19年度より実施> ・登下校中の通学路における児童生徒の安全を見守る市民ボランティア団体に補助金を交付し、青色パトロール等の安全パトロール事業を支援する。 ・各小学校区や団体ごとに、学期に1回の会議を行い、状況確認や検証を行う。 【事業実施日】 随時 【実施場所】 各小学校区 【R1実績】 現在10団体が所属 【R1所要額】 1,273,000円</p>	<p>【実施内容】 ○7/4(木)…第1回泉南市青色防犯パトロール連絡会 ○10/26(土)…泉南市地域安全大会 ○12/19(木)…第2回泉南市青色防犯パトロール連絡会 【自己評価】 ○登下校中における児童生徒の安全を第一に考え、大きな事故が生起しなかったことは評価される。 ○コロナ禍で、3学期に予定していた会議を延期したが、見守り活動についてこれまでと同様実施できた。</p>
<p>(1) 子ども安全大会 【事業の概要】 ・子どもたちのすこやかな育ちを学校と地域でサポートする教育コミュニティの実現と、学校を支援する地域の自主防犯組織の活性化をめざして、毎年開催。 ・表彰を行うなど、日頃の活動への感謝と安全意識への向上のための啓発活動を行う。 【事業実施日】 2/8(日)10:00～11:00 【実施場所】 文化ホール 【R1実績】 参加者：市民94人 子ども会議メンバー9人</p>	<p>【実施内容】 ○今年も、「子ども安全大会」に子ども会議メンバーがスタッフとして参加。受付や感謝状贈呈時の市長の助手を務めた。 また、泉南市少年少女合唱団によるオープニングアクトもあり、子ども参加の安全大会となった。 【自己評価】 ○子ども達が日頃感じていた登下校の安全のことや見守りのみなさんへの気持ちを表現する機会となった。</p>

<p>(2) 安全講習会</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守りボランティアの継続拡大のため毎年実施。 ・受講者に修了証を交付している。 <p>【事業実施日】3月（中止）</p> <p>【実施場所】あいびあ</p> <p>【R1実績】中止</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月に予定していた講習会は中止。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○次年度に時期をみて実施予定。</p>
---	--

第14条 泉南市子どもの権利の日

第14条では、「子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日」と定め、「子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事を計画し、実施します。」としています。条例が制定されてまもなく7年。子どもの権利の日を基軸とした週間や月間を中心に、子ども施設等における取組が以下のように実施され、少しずつ広がりを見せています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>人権擁護委員協議会補助事業 人権啓発推進協議会補助事業 泉南市子どもの権利の日の取組 [総合政策部 人権推進課] 【事業の概要】<H24年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利の日」を中学生へ周知・啓発する。 <p>【事業実施日】各中学校区のフォーラム時</p> <p>【実施場所】各中学校</p> <p>【R1実績】4000枚配布</p> <p>【R1所要額】116,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○H29年度より、人権推進課と人権擁護委員の話し合いを経て、「11月20日が子どもの権利の日であること」と「悩んだ時の相談窓口」を印刷した用紙をパッケージとしたマスクを全中学生と4中学校区のフォーラム等で配布している。</p> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マスクは重宝されるが、パッケージの文字には気付かない子どももいる。市民モニター会議では、配布時に担任より説明をすることが効果的であると意見が出された。 ◎次年度は、人権推進課が、学校に配布を依頼する際に、「配布にあたって」の文章をつくるようにする。
<p>人権教育推進事業 学校園における『子どもの権利の日』の取組についてアンケート [教育部 人権教育課]</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「全校園での集会で、子どもの権利の日であることを伝えた。」等の全7項目に回答。 ○取組に際して作成した資料、保護者への広

<p>【事業の概要】 <H28 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 月 20 日の「[泉南市子どもの権利の日] またはその前後の子どもの権利に関する取組についてアンケート調査を行い、各学校園における「子どもの権利」の普及を目指す。 <p>【事業実施日】 11～12 月（12/19 締切）</p> <p>【R1 実績】 公立幼小中より回答</p> <p>【R1 所要額】 0 円</p>	<p>報、実施日の写真などがあれば提出を依頼。</p> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての学校園で、子どもの権利の日の前後に、子どもを対象とした啓発活動が実施されている。 ○子ども会議のメンバーや児童会の児童などが、全校児童生徒に広報啓発する、子どもが主体となった取組も広がりつつある。 ○公立幼稚園では、職員劇等を通じた権利学習や保護者研修、環境や遊びを工夫し、子どもの権利を日常的に感じられるような取組が定着している。
--	---

第 15 条 条例の実施と広報

第 15 条では、市は、この条例の目的（「子どもにやさしいまち」の実現）を達成するために、総合的かつ計画的に条例を実施するものとします。」と定めています。また、「市はこの条例の内容及び実施に係る計画等について、市民等に広報する役割を果たさなければなりません。」これに基づき、以下のような広報活動を実施しています。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>泉南市webサイトによる広報</p> <p>【教育部 人権教育課】</p> <p>【事業の概要】 <H24 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の普及のため、泉南市子どもの権利に関する条例並びに、条例に関する取組について、市民及び広く社会に広報する。 <p>【事業実施日】 随時更新</p> <p>【R1 実績】 掲載記事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉南市子どもの権利に関する条例について ・ せんなん子ども会議 ・ 子どもの権利条例委員会 ・ 子どもの権利条例市民モニター制度 ・ 泉南市子どもの権利の日 ・ シリーズ子どもの権利 ・ 条例ができるまで <p>【R1 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○せんなん子ども会議、シリーズ子どもの権利のページを随時更新した。 ○条例委員会第 7 次報告を掲載した。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パソコンや携帯・スマホなどの普及により、ネットを使った広報は、広く市民に広報するには効果的なツールである。「ホームページを見た」と、他の自治体等から問い合わせや視察がくることもある。 ●ホームページをタイムリーに更新できていない現状がある。 ●子ども会議メンバーから「子ども会議のHPを作って、子どもの権利について知らせたい。」という声がある。

<p>子どもの権利に関する条例推進事業 広報せんなん『子どもの権利シリーズ』 [教育部 人権教育課] [総合政策部 人権推進課] 【事業の概要】 <H24年度より実施> ・泉南市子どもの権利に関する条例に関する取組について、市民に分かりやすく広報するために、広報せんなんにシリーズ記事を掲載。 ・子どもの権利に関する情報やせんなん子ども会議、市民モニター会議、条例委員会等について掲載している。 【事業実施日】 毎月掲載 【R1実績】 12回掲載 (No75～No86) 【R1所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】 4月 (No75) 子ども会議のメンバー募集 5月 (No76) 平成30年度最後の子ども会議 6月 (No77) 平成30年度最後の子ども会議 7月 (No78) 子ども会議2019のスタート 8月 (No79) 守られていない権利は何か 9月 (No80) 青少年センターはほっとできる場所 10月 (No81) 市民モニターは条例を推進する人 11月 (No82) 11月20日は泉南市子どもの権利の日 12月 (No83) 子どもの権利条例委員会市長報告 1月 (No84) 子ども会議の報告 2月 (No85) 関西子どもの権利フォーラムに参加 3月 (No86) 第2回市民モニター会議 【自己評価】 ●市民モニター会議で、「同じ内容が多い」「文字が多くて読みにくい」「4コマ漫画を取り入れるなど、もっと親しみやすい記事にする工夫が必要ではないか」などの意見があった。読者である市民を意識して、工夫していきたい。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 「子どもの権利ポスター」 「子ども会議パンフレット」による広報 [教育部 人権教育課] 【事業の概要】 <H24年度より実施> ・ポスター、パンフレットなどにより、視覚に訴え子どもの権利の広報啓発をはかる。 【事業実施日】 3月 【R1実績】 ・条例ハンドブック 80冊 ・条例パンフレット 1,000冊 ・子ども会議リーフレット 6,000枚 【R1所要額】 125,400円</p>	<p>【実施内容】 ○条例の前文である「泉南・子ども・憲章」を掲載したポスターを年度初めに配布し、市内小中学校並びに公立幼稚園のすべての教室に掲示した。 ○子どもの権利に関する条例ハンドブックの増刷とせんなん子ども会議リーフレットを印刷し、配付した。 【自己評価】 ○子ども会議リーフレットは、これまでの取組がわかる写真などをカラーで掲載しており、活動に期待をもって申し込む子どもも多い。 ○条例パンフレットは、保護者、教職員向け研修でも配付し、せんなん子ども会議の周知に役立っている。 ○今後も、広報啓発のための資料印刷の予算が不可欠である。</p>

第16条 条例の実施に関する検証と公表

第16条では、「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の実現に貢献していくことができるよう、条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況を定期的に検証します。」としています。この検証を実施するため、「子どもの権利条例委員会」並びに「子どもの権利条例市民モニター会議」を設け、「この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います」としています。また、「市長は、市長報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策に生かすものとします。」とも定めています。

これに基づき、以下のように条例委員会・市民モニター会議を定期的で開催し、条例委員会による市長報告も本年度で7回目となります。

事業等の名称【担当課】事業の概要・実施時期	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p>子どもの権利条例委員会</p> <p>【教育部 人権教育課】</p> <p>【事業の概要】 <H25年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもにやさしまち」の実現に係る条例の運営状況について総合的かつ重点的な観点から検証を行う。 ・条例に基づく事業等の実施状況について、成果と課題を可能な限り明らかにする観点から検証を行う。 ・毎年市長報告を行い、その内容を市民に公開する。 <p>【事業実施日】 ①4/27(金) ②7/19(金) ③8/2(金) ④9/25(金) ⑤10/28(月)市長報告 ⑥2/18(月)</p> <p>【実施場所】 青少年センター 市民交流センター</p> <p>【R1 所要額】 225,000 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○報告事項Ⅰ『『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状況』として、以下の2点について検証いただいた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今次検討の前提——泉南市子ども施策の現在に至る経過と包括的評価 2. 条例に基づく事業等の実施状況(報告事項Ⅱ)に関する評価と提言 <p>○報告事項Ⅱ「条例に基づく事業等の実施状況」(一覧)を作成し、条例委員会に報告。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○「市の子ども施策について、条例に基づいて行政機関が報告検証しているところはあまりなく、ユニセフが提唱する「地域の子ども白書」のようなものになっている。」「泉南市は子ども会議を通して子どもたちの活動する姿が見えている。子どもたちを中心として、市民・大人も一緒になった取組を進めていけるのではないか。」と評価いただいた。</p> <p>●「子どもの権利に関する事業が増え、市民への広報がなされているが、それが条例に基づいて行われていると気付いていない方も多い。」との指摘をいただいた。</p>

<p>人権啓発事業</p> <p>子どもの権利条例市民モニター会議</p> <p>【総合政策部 人権推進課】</p> <p>【事業の概要】 <H27 年度より実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条例が正しく、効果的に機能しているかどうかを評価・検証するために、一般のおとな、子どもを市民モニターとして募り、意見交換する場を設ける。 <p>【事業実施日】 ①8/2(金)10:00～16:00 ②12/26(木)13:00～16:00</p> <p>【実施場所】 市民交流センター</p> <p>【R1 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども委員 5 人・おとな委員 4 人 ・条例委員 3 人が参加 ②子ども委員 5 人・おとな委員 6 人 ・条例委員 5 人が参加 <p>【R1 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第 1 回は子ども参加（条例第 4 条）を検証テーマとし、学校、家庭、地域で参加できていること、できていないこと、今後子ども参加が増えるためにできることを話し合った。 ○第 2 回は、第 7 次条例委員会報告に基づき、子どもの権利についての広報、子ども参加や居場所、子どもの相談等について話し合った。 ○これまでをふりかえり「市民モニター制度による市民モニター会議の現状と今後に向けて」を作成した。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2 回ともに、参加人数が少なかったため、一人ひとり発言してもらえたが、様々な意見を広く集約することはできなかった。次年度は、アウトリーチ型の市民モニター会議を検討していきたい。 ●会議の感想を後日提出にしたためか、提出率が低くなった。子どもは 50%、おとなは 50%であった。 ○おとなの感想には、子どもの意見を聴くことの大切さが語られ、子どもの感想には、子どもの権利について考え活動している人がいるということを知り、良い勉強になったという内容が記載されていた。
---	--